

筑西市

空き家対策

放置したままでは
問題が山積みです



所有したまま
放置している空き家は
ありませんか？
一緒に空き家の問題を
解決しましょう。



©筑西市
ちっくん

CHIKUSEI CITY

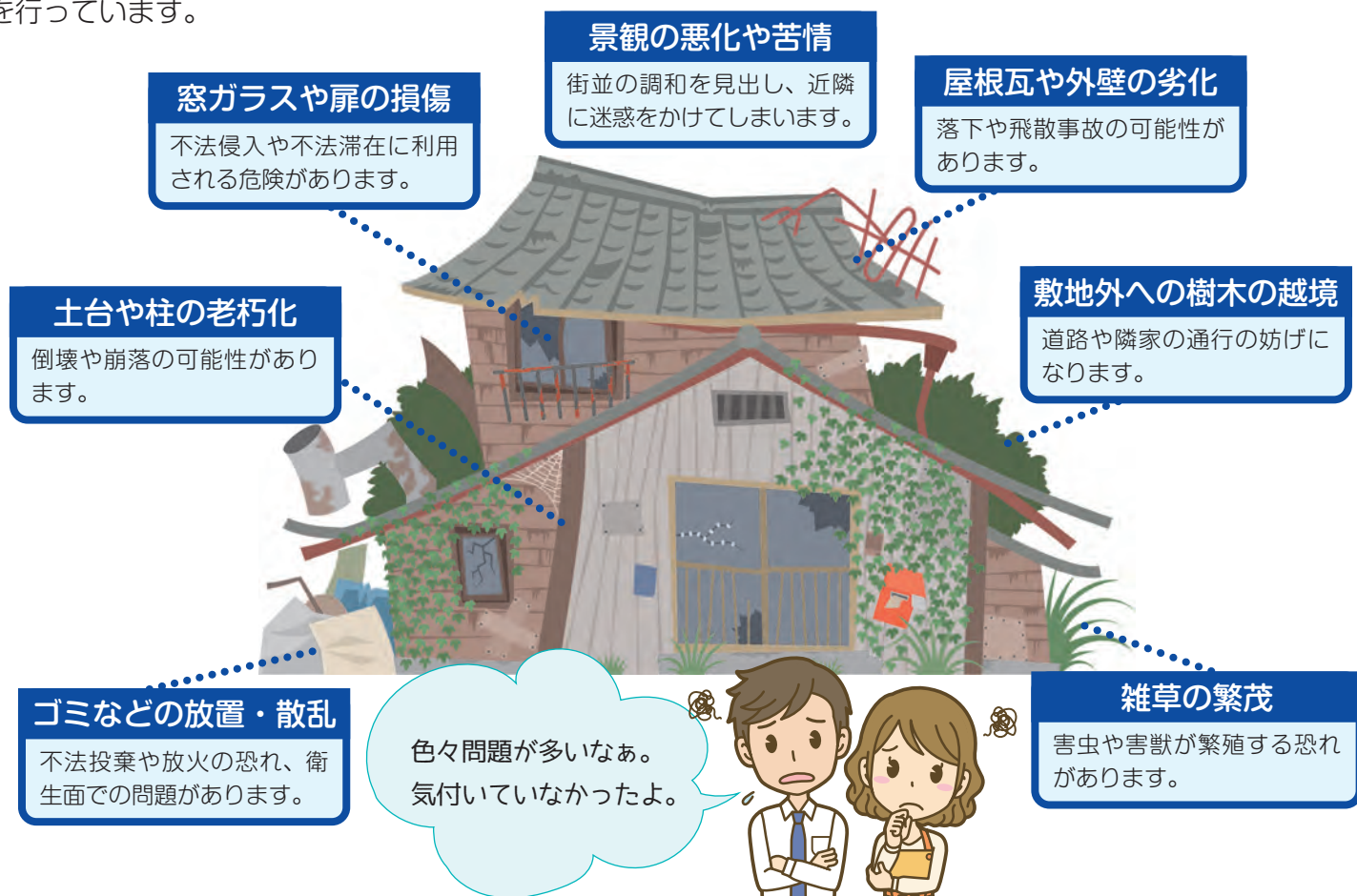
空き家の問題

その空き家 問題になっていませんか？

近年増えている空き家問題

近年の少子高齢化や人口の減少、生活様式の変化などにより、筑西市でも空き家が増加しています。

特に空き家が管理されず、そのままの状態では置かれてしまうと、周辺環境に様々な悪影響を及ぼす可能性や危険があります。筑西市でも、「筑西市空き家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを行っています。



空き家の問題点と解決方法

①不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまうたり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

②ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

③動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつくと、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

④屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を見つけた場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。

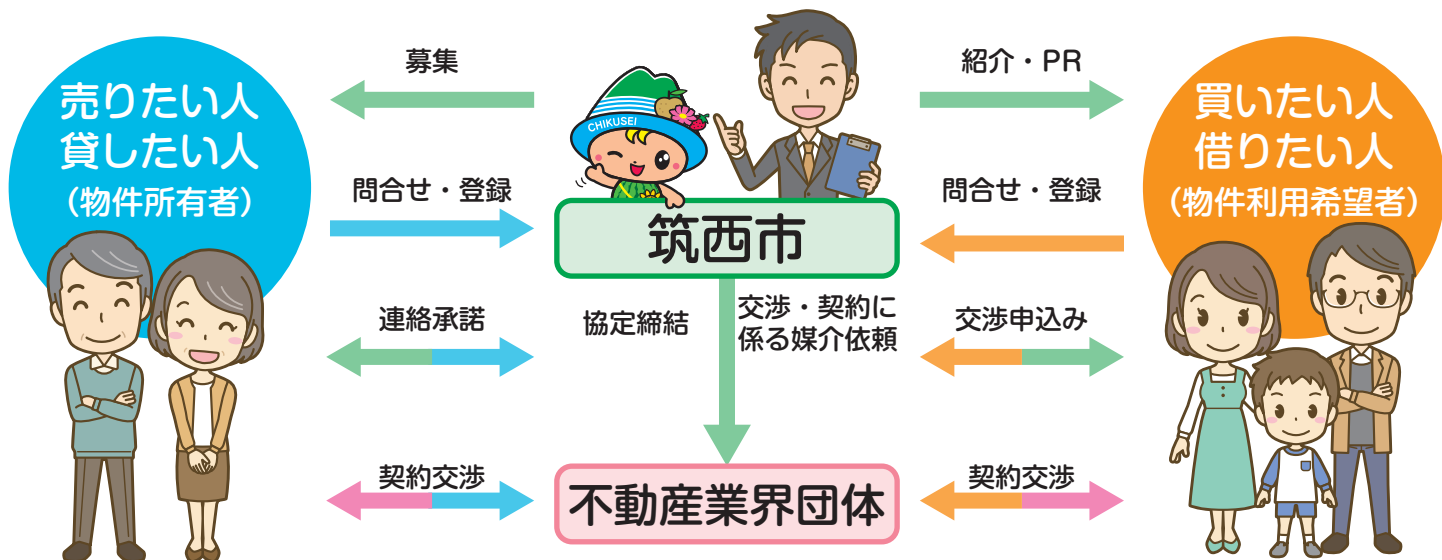
⑤樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。

空き家バンクに登録しませんか？

🏠 空き家バンクとは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃貸を希望する方に提供するための制度です。筑西市でも、良好な住環境を確保したり、地域活性化を図るために活用しています。



物件登録の流れ

- 1 空き家バンク問合せ・登録申込
- 2 物件調査・登録
- 3 媒介業者決定 バンクHPに物件掲載
- 4 媒介業者を介して物件利用希望者と交渉
- 5 物件引き渡し

利用登録の流れ

- 1 バンクHPで物件確認
- 2 物件利用登録申込
- 3 媒介業者を介して物件所有者と交渉
- 4 物件引き渡し



空き家バンクを介して成約した場合、申請に基づき物件所有者に謝礼金、物件利用希望者に報奨金が交付されます。



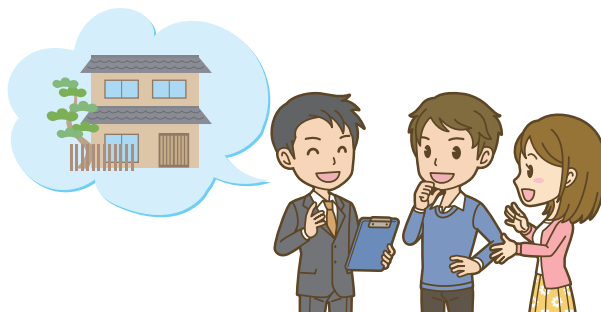
詳しくはホームページをご覧ください。



筑西市空き家バンク

お問い合わせ

筑西市市民環境部環境課
 ☎ 0296-24-2130 FAX 0296-24-2274
 ✉ akiya@city.chikusei.lg.jp



税制の特例【譲渡所得 3,000 万円特別控除】

一定要件を満たした空家や解体後の敷地の譲渡所得が3,000万円控除される特例のことで、控除を受けると所得税などが減額されます。※昭和56年5月31日以前の建物に限る

● 【相続発生日を起算点とした適用期間の要件 / 空家・敷地の譲渡日要件】

- ① 相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までであること。
- ② 特例の適用期限である2027年12月31日までであること。(令和5年度税制改正により期間延長)



筑西市の取り組みについて

概要

周辺の生活環境の保全上支障となる空家等の修繕及び解体を促進し、もって地域の活性化並びに市民の安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全に寄与するため、空家等の修繕又は解体等の費用の一部を補助します。

筑西市空家等解体支援補助金について

1. 補助対象工事

市内業者と契約を締結して空家等及びその敷地内に存する建築物、工作物、竹木、動産等の全てを解体及び撤去し、更地にする工事が対象となります。

「市内業者」とは・・・

本市の区域内に本社若しくは本店又は主たる事務所若しくは営業所を有する者をいう。

2. 補助対象空家等

次の条件のいずれにも該当するものが対象となります。

- (1) 特定空家等に認定された空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第22条3項に規定する命令の対象となったものを除く。）又は不良住宅と判定された空家等であること。
- (2) 個人が所有するものであり、不動産業者等が営利目的で所有しているものではないこと。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (4) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

3. 補助対象者

次の条件のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 補助対象空家等の所有者又は相続人その他補助対象空家等の管理及び処分に関し正当な権利を有する者（補助対象空家等が共有物である場合は、共有者全員から解体事業を実施することについて同意を得ている者に限る。）であること。
- (2) 過去に解体事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 本市が実施する他の同様の補助制度の補助を受けたものでないこと。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 筑西市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

4. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は次に掲げる経費となります。

- (1) 空家等の解体に要する工事費
- (2) 廃材の適正な収集運搬及び処分並びに整地に要する経費（舗装に要する経費を除く。）

5. 補助金の額

補助対象経費を合計した額に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし、50万円が限度額となります。

筑西市空家等修繕支援補助金について

1. 補助対象工事

市内業者と契約を締結して住宅機能向上のために、空家等の修繕、改築、増築等の工事が対象となります。ただし、補助対象空家等が併用住宅である場合は、当該併用住宅のうち自己の居住の用に供する部分の工事に限ります。

「市内業者」とは・・・

本市の区域内に本社若しくは本店又は主たる事務所若しくは営業所を有する者をいう。

2. 補助対象空家等

次の条件のいずれにも該当するものが対象となります。

- (1) 空き家バンクに登録された空家等であること。
- (2) 個人が所有する住宅又は併用住宅で営利目的で所有しているものではないこと。

3. 補助対象者

次の条件のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 空き家バンクの利用登録者台帳に登録された者であること。
- (2) 自己の居住の用に供する目的で購入し、継続して5年以上定住すること。
- (3) 空き家バンク登録物件の所有者と3親等以内の親族関係でないこと。
- (4) この要項による補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (5) 本市が実施する他の同種の補助制度による補助を受けていないこと。
- (6) 市税等を滞納していないこと。
- (7) 暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

4. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は次に掲げる経費となります。

- (1) 空家等の修繕等に要する工事費

5. 補助金の額

補助対象経費を合計した額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし、30万円が限度額となります。

詳しくはホームページをご覧ください。

筑西市空家等解体支援補助金

検索



空家に関する相談窓口

筑西市 市民環境部 環境課 空き家対策係

〒308-8616 筑西市丙360番地

TEL : 0296-24-2130 FAX : 0296-24-2274

